

公益財団法人北海道防犯協会連合会防犯パトロール車管理運用規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人全国防犯協会連合会（以下「全防連」という。）から公益財団法人北海道防犯協会連合会（以下「道防連」という。）に無償譲渡された防犯パトロール車の適正かつ効率的な管理、運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 本規程で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 防犯パトロール車 全防連が一般財団法人日本宝くじ協会（以下「宝くじ協会」という。）の助成を受けて購入し、道防連に無償譲渡された青色回転灯を装備した自主防犯パトロール専用車両をいう。
- (2) 青色防犯パトロール 防犯パトロール車による自主防犯パトロールをいう。
- (3) 地区防犯協会等 道防連を構成する地区防犯協会及び地区防犯協会傘下の市町村単位の防犯協会等をいう。
- (4) 使用管理者 防犯パトロール車を使用する地区防犯協会等をいう。

(資産管理等)

第3条 防犯パトロール車の資産管理は、次により行うものとする。

- (1) 道防連は、自動車検査証に防犯パトロール車の「所有者」として登録する。
- (2) 道防連は、道防連会計処理規程に基づいて、防犯パトロール車の資産管理を適正に行う。

2 防犯パトロール車の使用に係る取扱いは、次により行うものとする。

- (1) 使用管理者は、防犯パトロール車使用申請書（別記第1号様式）を道防連に提出するとともに、警察等に対する防犯パトロール車の取扱いに関する申請等の手続を行う。
- (2) 道防連は、防犯パトロール車使用承諾書（別記第2号様式）を使用管理者に交付する。
- (3) 使用管理者は、自動車検査証に防犯パトロール車の「使用者」として登録し、防犯パトロール車受領書（別記第3号様式）を道防連に提出する。

(運行管理)

第4条 防犯パトロール車の運行管理は、使用管理者が行うものとする。

- 2 使用管理者は、防犯パトロール車を常に良好な状態に保つよう適切に管理するものとする。
- 3 使用管理者は、防犯パトロール車ごとに運行記録表（別記第4号様式）を備え付け、青色防犯パトロールの都度、運行記録表に所定の事項を記録するものとする。

(青色防犯パトロールの効果的実施)

第5条 使用管理者は、青色防犯パトロールの実施に当たっては、地域の犯罪情勢等を総合的に勘案して実施計画を策定するなど効果的な実施に努めるものとする。

(遵守事項)

第6条 使用管理者は、次に掲げる事項を含む防犯パトロール車の運行に関する関係法令、規則、指導等を遵守するものとする。

- (1) 青色防犯パトロールの実施中は、青色回転灯を点灯すること。

また、車体に青色防犯パトロール中であることを明確に表示するとともに、北海道警察（警察本部長又は方面本部長或いは警察署長）から交付された標章を防犯パト

ール車に掲示すること。

- (2) 青色防犯パトロール以外は、青色回転灯を点灯させないこと。
- (3) 青色防犯パトロールの実施者は、北海道警察（警察本部長又は方面本部長）から交付された実施者証を携行すること。
- (4) 青色防犯パトロール中に、自らが当事者となる交通事故に遭遇したときは、法令に定めるところにより現場措置を講ずるとともに、遅滞なく道防連に報告すること。
- (5) 青色防犯パトロール中において、事故や特異な事案があったときは、警察に通報するとともに、その状況、経過、結果等を記録し、道防連に報告すること。

（費用負担）

第7条 防犯パトロール車の登録、検査、保険（自賠責、任意）、燃料等の維持管理経費、交通事故等に起因する損害補償に要する費用その他防犯パトロール車に要する一切の経費は、使用管理者が負担するものとする。

（報 告）

第8条 使用管理者は、毎年度終了後、防犯パトロール車の運行状況を、次により道防連に報告するものとする。

- (1) 報告対象期間は、4月1日から翌年3月31日まで1年間とする。
 - (2) 報告期限は、毎年4月末日とする。
 - (3) 報告内容は、防犯パトロール車の運行状況（使用回数、走行距離、従事人員、運行地域等）とする。
 - (4) 運行状況の報告は、運行記録表（別記第4号様式）の写しによることができる。
- 2 使用管理者は、防犯パトロール車を廃車しようとする場合は、次により道防連に報告するものとする。
- (1) 法定耐用年数の6年を経過して廃車しようとする場合は、事前に、受領年月日、車種、廃車予定日、走行距離を記載した文書により報告すること。
 - (2) 法定耐用年数を経過していない場合は、原則として廃車できないが、やむを得ない理由により廃車を希望する場合は、宝くじ協会との協議に要する期間を考慮し、十分な時間的余裕をもって、理由、受領年月日、車種、廃車予定日、走行距離を記載した文書により報告すること。
 - (3) 廃車の手続きが終了した場合は、速やかに自動車検査証の写し、その他別途指示する書類を道防連に送付すること。

（改 廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

この規程の改正規定は、令和元年5月16日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

※様式省略